

【受付再開！】
会場とセミナー時間を変更して受付再開しました

参加無料
定員300名

「知らなかった」じゃ遅い！

紙からデータ保存へ！印刷した紙を保存するだけではダメ？！

電子帳簿保存法

ポイントと対策セミナー

日時

12月7日 木

14:30～16:30

申込期日
11月24日



税理士・中小企業診断士
講師 森田太郎

会場

なぎの木会館

大ホール

事業環境変化対応型支援事業

主催者

お問い合わせ先

磐田市商工会 まで

磐田市弥藤太島515-1

TEL：0538-36-9600

FAX：0538-35-4859

電子取引データ保存義務の猶予期間が終了！
令和6年1月1日から義務化されます！！

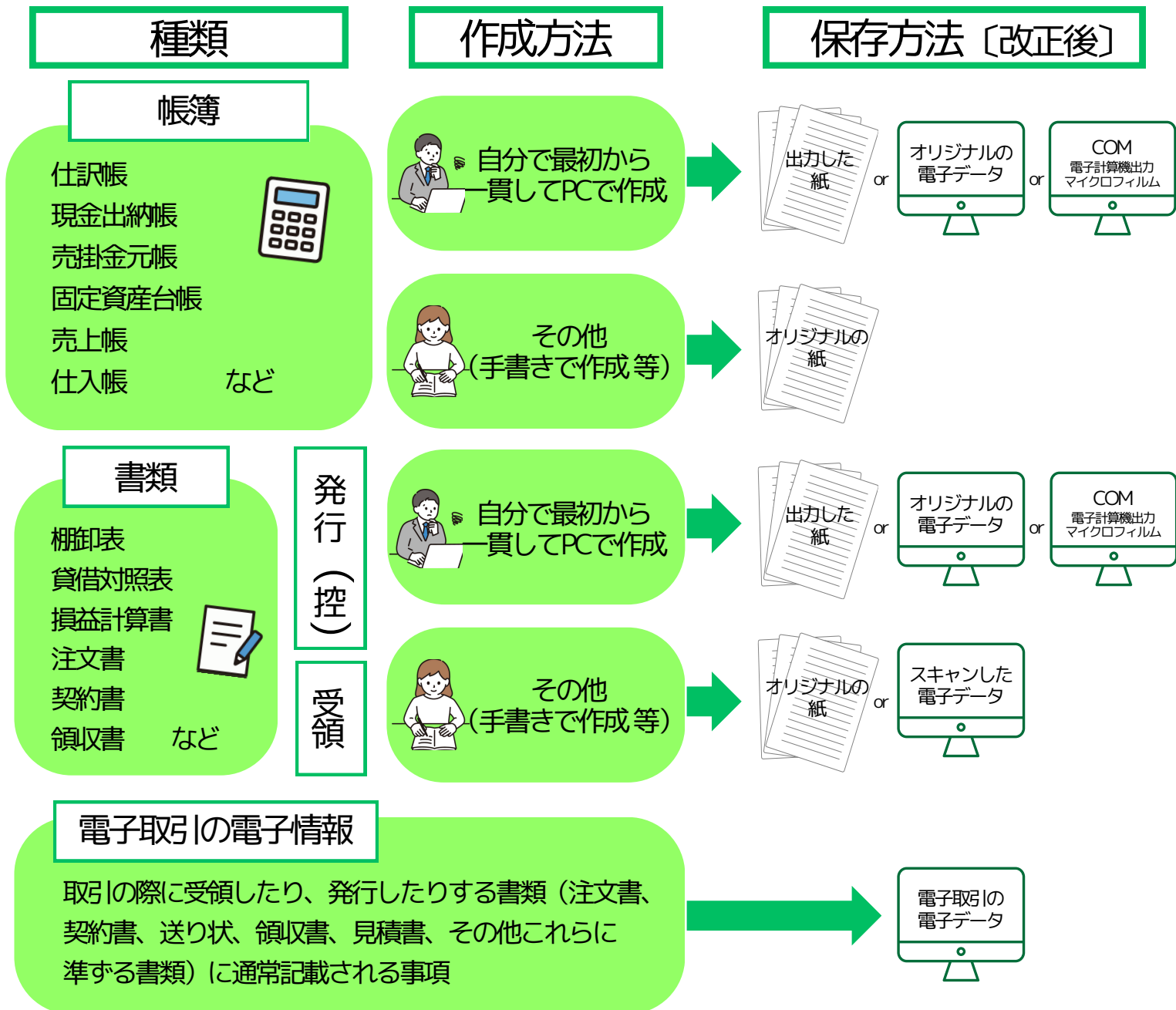
「保存すべきデータは何？」 「どのように保存すればいいの？」
…そんな疑問に答える講習会です。

【電子帳簿保存法】12月7日開催分申込 (FAX：0538-35-4859) 磐田市商工会 行

事業所名 (出席者氏名)	事業所名	電話番号	
	出席者氏名	FAX番号	

※新型コロナウイルスの感染状況によっては計画内容を見直す可能性がありますこと、ご承知おきください。
※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習会のご案内やお問い合わせ等このみ使用いたします。

電子帳簿保存法の対象と区分



? 電子帳簿保存法の対象は?

帳簿保存、書類保存、電子取引の電子情報保存の3種類です。

? 猶予措置とは?

電子取引データの保存の義務化について、企業の準備が進んでいないこともあり、**2023年12月**末まで**2年間猶予**されることになりました。

→今年で猶予期間が終了します!!

? 具体的な改正内容は?

原則、紙での保存が義務付けられていた帳簿の保存、書類の保存をデータ化することで書面で保存する必要がなくなります。

電子取引の取引情報はその**電子データ保存が義務化**されました。

でも正直よくわからないし…



わからないままにしておいて本当に大丈夫ですか?